

国立大学法人鳴門教育大学内部監査規程

平成21年4月20日

規程第66号

改正 平成22年3月24日規程第17号

平成26年3月24日規程第15号

平成29年3月 8日規程第24号

平成31年3月13日規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）における内部監査の実施等に関する基本事項について定める。

(目的)

第2条 内部監査は、本法人の運営諸活動の遂行状況を適法性及び合理性の観点から公正かつ客観的立場で検証・評価し、改善及び合理化のための助言等を通じて、本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(内部監査担当等)

第3条 内部監査は、監査室がこれを担当する。ただし、学長は、業務上特に必要があると認めた場合には、監査室以外の職員を監査担当者として指名することができる。

2 監査室は、監事又は会計監査人と緊密な連携を図り、的確かつ効率的な内部監査の実施に努めなければならない。

(内部監査の独立制)

第4条 内部監査は、監事監査又は会計監査人監査とは独立して実施する。

(内部監査の対象及び区分)

第5条 内部監査は、本法人の業務及び会計活動全般について実施する。ただし、役員の業務及び教員が行う教育研究の個々の内容は、内部監査の対象としない。

2 内部監査の区分は、次のとおりとする。

(1) 業務監査

業務活動が本法人の方針、目的、計画及び諸規定に従って合法的、合理的及び効率的に行われているかについて監査する。

(2) 会計監査

会計処理の適否、会計記録の正否及び財産の保全状況の適否等について監査する。

(内部監査の種類)

第6条 内部監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期監査

あらかじめ定められた内部監査計画に基づき行う監査

(2) 臨時監査

学長が必要と認めたときに、予告なく行う監査

(3) 特別監査

前2号に定める監査以外で、学長が特に命じる事項について行う監査

(監査担当者の権限)

第7条 監査担当者は、監査を受ける事務組織の職員（以下「被監査部局等」という。）に対し、帳簿及び事務書類の提出、事実の説明、その他内部監査に必要な要求を行うことができる。

2 監査担当者が必要と認めた場合には、学外関係先に対し、内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

（監査担当者の遵守事項）

第8条 監査担当者は、内部監査の実施に当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監査担当者は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

3 監査担当者は、被監査部局等に対し、業務の処理方法について直接指揮命令をしてはならない。

4 監査担当者は、内部監査の実施に当たっては、被監査部局等の通常業務に著しい支障を与えないよう配慮しなければならない。

（内部監査における協力義務）

第9条 被監査部局等は、内部監査が円滑に遂行されるようその実施に協力するものとし、監査担当者の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することができない。

（内部監査計画書の作成）

第10条 内部監査を実施する場合には、あらかじめ内部監査計画書（変更があった場合を含む。）を作成し、学長に提出し承認を得なければならない。

（内部監査の通知）

第11条 監査室は、定期監査の実施に当たっては、被監査部局等の長に対し、事前に文書で通知するものとする。ただし、臨時監査及び特別監査の場合は、事前に通知することなく、これらの監査を実施することができる。

（内部監査の実施）

第12条 内部監査は、内部監査計画書にしたがって実施するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、学長の承認を得て、これを変更して実施することができる。

（内部監査の方法）

第13条 内部監査は、原則として、実地監査により行うものとする。ただし、監査の内容によっては、被監査部局等から関係書類等を取り寄せ、その審査によりこれに代えることができる。

（監査結果の報告）

第14条 監査室は、監査終了後、遅滞なく監査結果報告書を作成し、学長に報告するものとする。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、口頭報告をもって監査結果報告書に代えることができる。

2 監査結果は、監査結果報告書により、被監査部局等に通知するものとする。

3 前項の監査結果報告書は、監事に回付するものとする。

（監査結果の措置）

第15条 学長は、監査結果報告書に基づき改善措置が必要と判断したときは、被監査部局等に対し、改善命令又は改善勧告（以下「改善命令等」という。）を行うものとする。

(改善命令等に対する措置及び報告)

第16条 被監査部局等の長は、学長から改善命令等を受けた事項について、速やかに改善措置を講じるとともに、その結果を改善結果報告書により、学長に報告しなければならない。

(改善結果報告に基づく事後監査)

第17条 学長は、前条の改善結果報告に基づき、被監査部局等の改善措置状況を確認し、必要がある場合には、監査室により事後監査を行うものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、内部監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学会計内部監査実施要項（平成16年4月1日学長裁定）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。